

一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会

ホームページ広告掲載規程

(目 的)

第1条 一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）のホームページに広告掲載する場合の取り扱いについて必要な事項を定める。

(趣 旨)

第2条 本規程は、本会のホームページに掲載するバナー広告に関する掲載基準等を定め、会員、一般県民に広く情報発信することにより、本会の社会的責任を果たし、かつ、広告料を得ることにより、本会の財政に寄与するものとする。

(広告掲載基準)

第3条 広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、公共性及び品位を損なう恐れがないものとし、以下の内容に該当すると本会が判断した場合はその広告を掲載しない。

- 1 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- 2 社会問題についての主義・主張
- 3 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- 4 公序良俗に反する恐れのあるもの
- 5 第三者への誹謗中傷の恐れのあるもの
- 6 第三者の著作権・財産権・プライバシー等を侵害する恐れのあるもの
- 7 法令・規則等に反するもの
- 8 求人広告に関するもの
- 9 青少年の健全な育成に反する恐れのあるもの
- 10 貸金業に関するもの
- 11 その他掲載する広告として適当でないと本会が認めるもの

(情報内容の責任)

第4条 掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負う。

(掲載可否の判断)

第5条 掲載の可否については、本会が行う。

(免責事項)

第6条 本ホームページに掲載した広告の情報をを用いて閲覧者が行う行動については、本会では一切の責任を負わない。閲覧者が広告にアクセスしたために被った損害、損失等については、いかなる場合でも本会では一切の責任を負わない。

(広告主の責務)

第7条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。また、広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決する。

(広告掲載期間および手数料等)

第8条 広告の掲載期間および手数料等は次の通りとする。

- (1) 広告掲載期間は、各年度4月1日から3月31日とする。
- (2) 広告掲載手数料は、年間30,000円(税別)とする。
- (3) 年度途中からの掲載も可能とし、月割(2,500円/月)を適用する。日割りは適用しない。

(広告掲載申込みの流れ)

第9条 広告掲載申込みの要領については、別に定めるバナー広告募集要項による。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、令和5年6月21日から施行する。